

議案第 9 9 号

三豊市予防接種等健康被害調査委員会設置条例の一部改正について

三豊市予防接種等健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 5 年 9 月 5 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市予防接種等健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例

三豊市予防接種等健康被害調査委員会設置条例（平成 23 年三豊市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 1 号中「社団法人三豊・観音寺市医師会」を「一般社団法人三豊・観音寺市医師会」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。